

令和 7 年度第 2 回朝霞市学校給食運営審議会 次第

日時 令和 7 年 5 月 26 日(月)

午後2時～

会場 溝沼学校給食センター 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

①物価高騰による学校給食賄材料費の増額について

②学校給食費の見直しについて

4 その他

5 閉 会

物価高騰による学校給食賄材料費の増額について

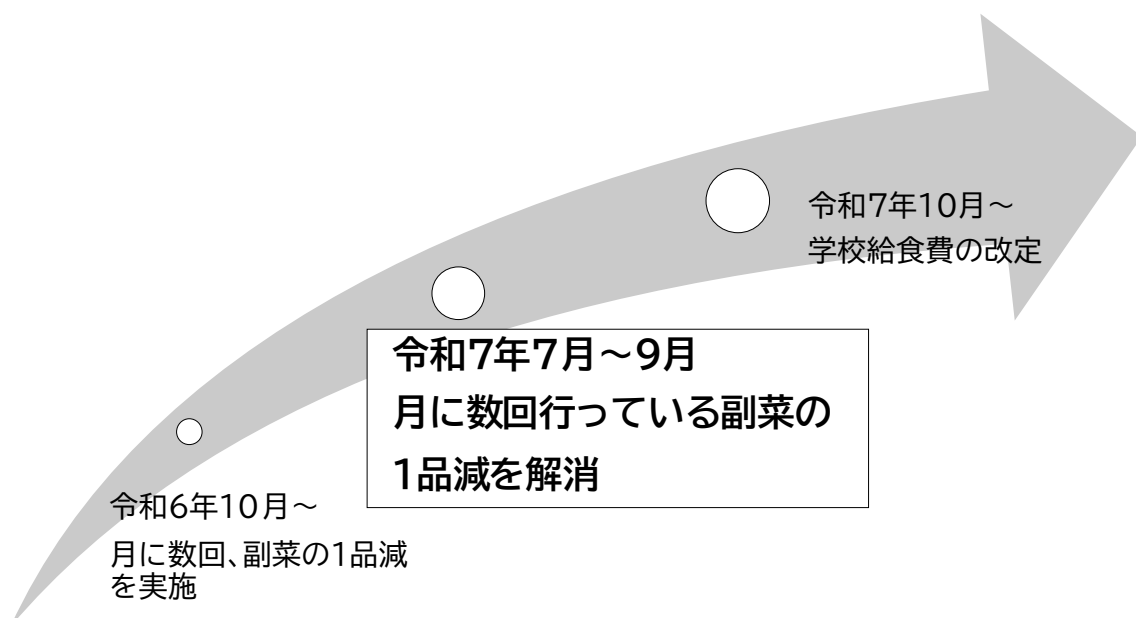
①諮問の内容について

学校給食費の見直しについて検討を進めているが、改定がなされるまでの間、できる限り早期に一品減を解消できるよう適切な給食賄材料費の増額について諮問するもの。

②学校給食費の改定時期及び解消時期について

令和7年10月に改定を実施した場合

・6月の市議会定例会にて議決を受け、議決後の7月からの開始。



③一品減の解消に必要な賄材料費の試算

給食実施日数	合計 30回	7月…11回
		9月…19回
副菜1皿減の日数	合計 10回	7月…3回
		9月…7回

一回あたり 副菜1皿に 必要な金額	小学校 53.659 円 ≒ 54 円
	中学校 58.88 円 ≒ 59 円

(概 算)

◎児童・生徒 6,164,869 円 ≒ **6,165,000 円** (①+②)

小学校	一人当たり	10回×53.659 円=536.59 円
	全体	7,700 人×536.59 円=4,131,743 円…①
中学校	一人当たり	10 回×58.88 円 =588.8 円
	全体	3,453 人× 588.8 円=2,033,126 円…②

財 源 → 国からの交付金により支援

◎教職員及び給食センター職員 448,517 円 ≒ **449,000 円**(③+④)

小学校	一人当たり	10回×53.659 円=536.59 円
	全体	578 人×536.59 円=310,149 円…③
中学校	一人当たり	10 回×58.88 円 =588.8 円
	全体	235 人× 588.8 円=138,368 円…④

財 源 → 自己負担(7 月、9 月の学校給食費と併せて徴収)

※児童生徒数は令和 7 年 4 月 1 日現在の数値を使用

令和7年5月 日

朝霞市教育委員会
教育長 二見 隆久 様

朝霞市学校給食運営審議会
会長 渡 邊 聡

物価高騰による学校給食賄材料費の増額について（答申（案））

令和7年5月23日付け朝教委給発第49号で諮問を受けた上記の件について、以下のとおり結論に達したので答申する。

記

朝霞市の学校給食費については、教育委員会から諮問を受け、令和7年4月から学校給食費の見直しの議論を進めているところである。学校給食費の改定までの間、できる限り早期に一品減を解消できるよう適切な給食賄材料費の増額について諮問を受けた件に関し、次のとおり実施すべきであるとの結論に至った。

1 結論

（1）一品減を解消する期間について

小学校及び中学校の学校給食費の改定時期が令和7年10月1日からとすることを踏まえ、令和7年7月から9月とすることが適当である。

（2）一品減の解消に必要な給食賄材料費について

増額をすべき給食賄材料費については、次のとおりとすることが適当である。

2 審議経過及び算出根拠

本審議会は、令和7年5月23日、教育委員会から「物価高騰による学校給食賄材料費の増額について」の諮問を受け、同年5月26日に審議会を開催し、資料を基に慎重に審議を進めた結果、改定までの間、月に数回実施し

ている副菜の一品減を解消するために必要とする期間及び費用について、次のとおり算出した。

(1) 給食実施日数と副菜一品の見込み日数

給食実施日数	計 30 回	7 月…11 回
		9 月…19 回
副菜一品減の日数	計 10 回	7 月… 3 回
		9 月… 7 回

(2) 1 食あたり副菜一品に必要な費用の算出

一回あたり 副菜 1 皿に 必要な金額	小学校	53.659 円 ≒54 円
	中学校	58.88 円 ≒59 円

(3) ひとりあたりに必要な金額及び総額

解消に必要な ひとりあたりの 金額(おおよそ)	小学校	≒540 円
	中学校	≒590 円

◎児童・生徒 6,164,869 円 **≒6,165,000 円** (①+②)

小学校	一人当たり	10 回×53.659 円=536.59 円
	全体	7,700 人×536.59 円=4,131,743 円…①
中学校	一人当たり	10 回×58.88 円 =588.8 円
	全体	3,453 人×588.8 円 =2,033,126 円…②

◎教職員及び給食センター職員 448,517 円 **≒ 449,000 円** (③+④)

小学校	一人当たり	10 回×53.659 円=536.59 円
	全体	78 人×536.59 円=310,149 円…③
中学校	一人当たり	10 回×58.88 円 =588.8 円
	全体	235 人×588.8 円 =138,368 円…④

(4) 財源に関して

児童・生徒	保護者の負担軽減の観点から国の交付金等の活用を要望する
教職員及び給食センター職員	自己負担(7月、9月の学校給食費と併せて徴収)とする

3 まとめ

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることから、その質を確保し、教育活動の一環として適切に実施することが求められる。

学校給食費の改定までの間、いかなる原因に起因するものであっても子どもたちの給食にしわ寄せがいくことのないよう学校給食の内容が適正なものであることが望ましい。

その他、以下のとおり留意するよう要望する。

- ・食材の調達にあたっては、引き続き、安全・安心面に配慮しつつ、適正な価格の食材選定を行うこと。

- ・財源としては、国の交付金等を積極的に活用し、保護者の負担を軽減すること。また国の交付金等を活用できない教職員及びセンター関係職員においては、周知を徹底し、追加徴収に関して理解を得ること。

以上のとおり学校給食賄材料費を増額し、速やかに月に数回、副菜が一品少ない状況を解消されることを強く求めるものである。

4 資料

朝霞市学校給食運営審議会委員名簿

選出の根拠	氏 名	職業又は所属・職名	備 考
1 号委員 (市議会代表)	宮林 智美	朝霞市議会議員	委員
	高堀 亮太郎	朝霞市議会議員	委員
	獅子倉 晴樹	朝霞市議会議員	委員
2 号委員 (学校長代表)	宮腰 高子	朝霞第十小学校長	副会長
	原口 憲充	朝霞第四小学校長	委員
	小石川 知治	朝霞第二中学校長	委員
	野口 邦彦	朝霞第三中学校長	委員
3 号委員 (保護者代表)	渡邊 聡	朝霞第一中学校 P T A	会長
	太田 剛	朝霞第一小学校 父母と先生の会	委員
4 号委員 (市関係行政職員)	田中 聖子	埼玉県朝霞保健所 保健予防推進担当	委員
5 号委員 (知識経験者)	藤原 艶子	学校薬剤師	委員
	川又 佐紀	朝霞保健所管内地域活動 栄養士会「えぷろん」会員	委員

朝教委給発第49号
令和7年5月23日

朝霞市学校給食運営審議会
会長 渡 邊 聡 様

朝霞市教育委員会
教育長 二見 隆久

物価高騰による学校給食賄材料費の増額について（諮問）

物価高騰が続く中、学校給食食材費も値上がりが続いており、令和6年10月から給食の副菜を一品減らす日を月に数回設けている状況となっています。

令和7年3月25日付けの教育委員会からの諮問により朝霞市学校給食運営審議会において学校給食費の見直しについて検討を進めているところですが、学校給食費の改定がなされるまでの間、できる限り早期に一品減を解消できるよう適切な給食賄材料費の増額について「朝霞市学校給食運営審議会」に諮問いたします。

令和7年5月 日

朝霞市教育委員会
教育長 二見 隆久 様

朝霞市学校給食運営審議会
会長 渡 邊 聡

学校給食費の見直しについて（答申（案））

令和7年3月25日付け朝教委給発第302号で諮問を受けた上記の件について、以下のとおり結論に達したので答申する。

記

朝霞市の学校給食費は、令和5年4月に改定を行い、コロナ禍後の物価上昇を給食費に反映させたものである。その後においても、原材料価格の高騰、円安に伴うエネルギー・輸送コストの上昇、そして従業員不足や賃金上昇などの要因によりさらなる物価の上昇が続いている状況である。

こうした状況を総合的に勘案し、かつ保護者の意見も参考にしながら慎重に審議した結果、現行の学校給食費では、今後、国産品を基本とする食材の調達や地産地消の推進など安全・安心で栄養バランスのとれた魅力ある学校給食の提供が困難であること、また、昨今その重要性が増している「食育」の観点からも工夫を凝らした献立内容等、学校給食のより一層の充実が望まれることから、小学校及び中学校の学校給食費について、次のとおり改定することが妥当であるとの結論に至った。

1 結論

（1）学校給食費の改定時期について

小学校及び中学校の学校給食費の改定時期は、令和7年10月1日からとすることが適当である。

（2）学校給食費の改定額について

改定後の学校給食費については、次のとおりとすることが適当である。

区分	改定後			現行		
	月額	年間回数	1食単価	月額	年間回数	1食単価
小学校	円	185回	円	4,700円	185回	280円
中学校	円	185回	円	5,300円	185回	315円

2 審議経過及び算出根拠

本審議会は、令和7年3月25日、教育委員会から「学校給食費の見直しについて」の諮問を受け、同年4月28日、5月26日に審議会を開催し、資料を基に保護者の意見も参考にしながら慎重に審議を進めた結果、基本物資や諸物価の上昇の影響により、年々減少している副食費について、概ね前回改定時の水準に回復することが必要であると判断し、次のとおり設定した。

(1) 小学校1食あたり単価比較と内訳

内 訳	現状（令和5年度）	改定後（令和7年度～）
1食あたり単価	280.00円	円
内、主食費	57.83円	円
内、副食費	163.79円	円
内、牛乳費	58.38円	円

(2) 中学校1食あたり単価比較と内訳

内 訳	現状（令和5年度）	改定後（令和7年度～）
1食あたり単価	315.00円	円
内、主食費	70.88円	円
内、副食費	185.74円	円
内、牛乳費	58.38円	円

(3) 改定後の学校給食費（月額）の算出

- ・小学校：円/1食×①185回÷②11ヶ月＝円÷円/月
 - ・中学校：円/1食×①185回÷②11ヶ月＝円÷円/月
- ※①年間給食日数 ②給食費年間徴収月数

(4) 改定後の学校給食費の基準額（1食）の算出

- ・小学校：円×②11ヶ月÷①185回＝円÷円/1食
 - ・中学校：円×②11ヶ月÷①185回＝円÷円/1食
- ※①年間給食日数 ②給食費年間徴収月数

3 保護者の理解

学校給食課では、令和6年度下半期から賄材料費のひっ迫に伴い、保護者への説明と同時に学校給食費に関するアンケートを実施した。

結果として、回答したおよそ9割の保護者が学校給食の質と量を維持するための学校給食費の改定に理解を示す結果となった。

質及び量を維持し、安全・安心で魅力ある学校給食を維持するためには、必要やむを得ない対応として保護者から一定の理解を得ているものと考えられる。

(1) 意見募集期間 令和7年2月25日(火)から3月9日(日)

(2) 意見の結果

対象世帯数	7,680世帯	
回答の総数	914人	
内、給食費の見直しに賛成	89%	(やむを得ない48%、 どちらかといえばやむを得ない41%)
内、給食費の見直しに反対	11%	(どちらかと言えばしないほしい8%、 しないで欲しい3%)

4 学校給食費改定による効果の一例

月に数回小皿を減らしている状況の解消、食材の増量や変更、果物やデザート等の提供回数の増加、食育に資する献立の充実などが可能となる。その結果、魅力あるおいしい給食の提供が可能となり、健やかな成長や健康増進及び食育の推進を図ることが期待できる。

①変わりご飯、特別加工パンの提供

白飯・コッペパン等の提供に代えて、年々提供回数が減少していた、わかめご飯、茶飯、麦ご飯などの変わりご飯及び特別加工パン（バターロールやメロンパン等）の提供回数が増加する。

②行事食や季節のフルーツ・デザート等の提供

フルーツの安定的な提供、そして行事に合わせたデザート等の提供が可能となる。

③豊かな献立の提供

野菜に関しては、もやしや価格が安定した指定野菜（根菜類）中心からアスパラガス等の旬の野菜の提供、魚に関しては、安価な干物中心から西京漬などへ種類を増やした提供ができるようになり、献立のメニューが豊かになる。

5 審議経過の概要

(1) 令和7年3月25日(火) 教育委員会から諮問

(2) 令和7年4月28日(月) 学校給食運営審議会(1回)

検討内容	1 保護者アンケートの実施結果報告 2 現在の状況 3 近隣3市との給食費の比較 4 物価高騰による給食への影響・価格推移・価格見通し 5 給食費改定額の算定 ・小学校の改定額積算 ・中学校の改定額積算 6 給食費の改定時期
------	---

(3) 令和7年5月26日(月) 学校給食運営審議会(2回)

検討内容	1 給食費の改定額について 2 給食費の改定時期について 3 学校給食費の見直しについての答申内容について 4 保護者等への周知について 5 学校給食費徴収規則の改正について
------	---

6 まとめ

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることから、その質を確保し、教育活動の一環として適切に実施することが求められる。また、地産地消を推進し、旬の食材や地場産物を活かした献立、郷土食などを工夫して取り入れ、魅力ある献立内容にするなど、学校給食法第2条に規定する学校給食の目標が達成されるよう努めていく必要がある。

今回の学校給食費の改定は、近年の原材料価格、人件費・輸送費等の転嫁に伴う飲食料品の長引く高騰の影響が契機となったものだが、今後は、学校給食の内容が適正なものとなるよう必要に応じて見直しを検討していくことが重要である。

その際には、学校給食の趣旨に基づき、保護者の理解を十分に得る必要がある。また、食材の調達にあたっては、引き続き、安全・安心面に配慮しつつ、適正な価格の食材選定に努める必要がある。

児童生徒の望ましい成長のため、今回の改定が学校給食の質的な向上につながり、保護者を始めとする関係者の学校給食への期待に応えるものとなるよう強く望むものである。

7 資料

朝霞市学校給食運営審議会委員名簿

選出の根拠	氏 名	職業又は所属・職名	備 考
1号委員 (市議会代表)	宮林 智美	朝霞市議会議員	委員
	高堀 亮太郎	朝霞市議会議員	委員
	獅子倉 晴樹	朝霞市議会議員	委員
2号委員 (学校長代表)	宮腰 高子	朝霞第十小学校長	副会長
	原口 憲充	朝霞第四小学校長	委員
	小石川 知治	朝霞第二中学校長	委員
	野口 邦彦	朝霞第三中学校長	委員
3号委員 (保護者代表)	渡邊 聡	朝霞第一中学校PTA	会長
	太田 剛	朝霞第一小学校 父母と先生の会	委員
4号委員 (市関係行政職員)	田中 聖子	埼玉県朝霞保健所 保健予防推進担当	委員
5号委員 (知識経験者)	藤原 艶子	学校薬剤師	委員
	川又 佐紀	朝霞保健所管内地域活動 栄養士会「えぷろん」会員	委員

朝教委給発第302号
令和7年3月25日

朝霞市学校給食運営審議会
会長 渡 邊 聡 様

朝霞市教育委員会
教育長 二見 隆久

学校給食費の見直しについて（諮問）

現在の学校給食費は、直近の令和5年4月に改定を実施しています。これは、新型コロナウイルス感染拡大による物流の遅れやウクライナ情勢などによる原油価格の高騰など、様々な世界情勢や国内における輸送費の増大等を見込み改定を行ったものです。

しかしながら、今もなお消費者物価指数の上昇が留まることなく続いており、学校給食用物資も例外なく上昇の一途であり、先行き不安な状況が続いております。

よって、長期化する物価高騰が想定される局面において、今後も児童生徒に安全・安心でおいしい魅力ある給食を提供し、さらに食育の充実を図っていくため、小学校及び中学校の学校給食費の見直しについて、「朝霞市学校給食運営審議会」に諮問いたします。